

浦安市規則第1号

浦安市介護保険給付制限に関する規則の一部を改正する規則

浦安市介護保険給付制限に関する規則（平成20年規則第62号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「浦安市介護保険給付支払方法変更予告通知書」を「介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書」に改め、「別記第1号様式」の次に「。以下「支払方法変更予告通知書」という。」を加え、同条第2項本文中「浦安市介護保険給付制限弁明書」を「介護保険給付制限処分弁明書」に改める。

第5条中「浦安市介護保険給付支払方法変更決定通知書」を「介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「浦安市介護保険給付支払方法変更終了通知書」を「介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）終了通知書」に改める。

第8条第1項中「浦安市介護保険給付制限終了事由届」を「介護保険給付制限終了事由届」に改め、同条第2項中「浦安市介護保険給付制限継続通知書」を「介護保険給付制限継続通知書」に改める。

第12条第1項中「浦安市介護保険給付支払一時差止予告通知書」を「介護保険給付の支払一時差止予告通知書」に改め、「別記第7号様式」の次に「。以下「支払一時差止予告通知書」という。」を加える。

第13条中「浦安市介護保険給付支払一時差止決定通知書」を「介護保険給付の支払一時差止通知書」に改め、「別記第8号様式」の次に「。以下「支払一時差止通知書」という。」を加える。

第14条中「浦安市介護保険給付支払一時差止終了通知書」を「介護保険給付の支払一時差止終了通知書」に改める。

第16条中「支払一時差止決定通知書」を「支払一時差止通知書」に改める。

第17条第1項中「浦安市介護保険給付保険料額控除予告通知書」を「介護保険滞納保険料控除予告通知書」に改め、「別記第10号様式」の次に「。以下「滞納保険料控除予告通知書」という。」を加え、同条第2項本文中「保険料

額控除予告通知書」を「滞納保険料控除予告通知書」に改める。

第18条中「浦安市介護保険給付保険料額控除決定通知書」を「介護保険滞納保険料控除通知書」に改める。

第19条中「浦安市介護保険給付保険料額控除終了通知書」を「介護保険滞納保険料控除終了通知書」に改める。

第21条第1項中「浦安市介護保険給付差止情報提供依頼書」を「介護保険給付の支払一時差止等情報提供依頼書」に改め、同条第2項中「浦安市介護保険給付差止情報提供書」を「介護保険給付の支払一時差止等情報提供書」に改める。

第24条第1項中「浦安市介護保険給付保険給付差止予告通知書」を「介護保険給付の支払一時差止等予告通知書」に改め、「別記第15号様式」の次に「。以下「支払一時差止等予告通知書」という。」を加え、同条第2項本文中「保険給付差止予告通知書」を「支払一時差止等予告通知書」に改める。

第25条中「浦安市介護保険給付保険給付差止決定通知書」を「介護保険給付の支払一時差止等処分通知書」に改める。

第27条各号列記以外の部分前段中「浦安市介護保険給付保険給付差止終了通知書」を「介護保険給付の支払一時差止等終了通知書」に改める。

第31条第1項中「浦安市介護保険給付給付額減額等予告通知書」を「介護保険給付額減額予告通知書」に改め、「別記第18号様式」の次に「。以下「給付額減額予告通知書」という。」を加え、同条第2項本文中「給付額減額等予告通知書」を「給付額減額予告通知書」に改める。

第32条中「浦安市介護保険給付給付額減額等決定通知書」を「介護保険給付額減額通知書」に改める。

第34条各号列記以外の部分中「第68条第2項」を「第69条第2項」に、「浦安市介護保険給付給付額減額等終了通知書」を「介護保険給付額減額終了通知書」に改める。

別記第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

介護保険給付制限処分弁明書

(宛先) 浦安市長

保険給付の支払方法変更・支払一時差止・保険料額控除・保険給付差止・給付額減額等処分について、次のとおり弁明します。

フリガナ 被保険者氏名		提出年月日	年 月 日										
生年月日	年 月 日	被保険者番号	<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>										
住所	電話番号												
弁明の理由													
添付書類													

様

浦安市長



介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

年 月 日付け 第 号で、「介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書」において既に通知していますが、いまだ次の介護保険料が滞納となっていますので、介護保険法第66条第1項・第2項の規定に基づき、年 月 日以降にあなたが利用する介護サービスについて保険給付の支払方法を変更し、保険給付を償還払いとすることに決定しましたので通知します。

なお、支払方法変更の記載を行いますので、被保険者証を提出してください。

提出先

提出期限 年 月 日

また、滞納保険料額が著しく減少した場合、災害その他の特別の事情があると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は、被保険者証を添えて、速やかにに申し出てください。

【保険料の滞納状況】

年度保険料				年度保険料				年度保険料			
調定年度	期別	保険料額	うち滞納額	調定年度	期別	保険料額	うち滞納額	調定年度	期別	保険料額	うち滞納額
計				計				計			

※上表は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

不服の申立て及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）

この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する判決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）提起することができます。

ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第4号様式中「浦安市介護保険給付支払方法変更終了通知書」を「介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）終了通知書」に改める。

別記第5号様式中「浦安市介護保険給付制限終了事由届」を「介護保険給付制限終了事由届」に改める。

別記第6号様式中「浦安市介護保険給付制限継続通知書」を「介護保険給付制限継続通知書」に改める。

別記第7号様式及び第8号様式を次のように改める。

様

浦安市長



介護保険給付の支払一時差止予告通知書

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

年 月 日にあなたは、要介護（更新）認定・要支援（更新）申請をしましたが、あなたの介護保険料は次のとおり滞納となっています。介護保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障を来すため、介護保険法では滞納している方に対し、保険給付の支払の一時差止の措置が定められています。

したがって、以下の期日までに保険料が納付されない場合には、介護保険法第67条第1項又は第2項の規定に基づき、保険給付の支払の一時差止を行うこととなりますので、予告します。

「保険給付の支払の一時差止」とは、保険給付の償還払いの申請があったとき、償還払いの対象となる金額の全部又は一部について支払の一時差止めを行うものです。

期 日 年 月 日

なお、今回給付の支払の一時差止めの対象となる介護サービス及び金額は、次のとおりです。

差止めの対象となるサービス	:
差止めの対象となる給付額	:

この通知により、保険給付の支払の一時差止が行われた場合でも、災害その他の特別の事情があると認められる場合にはこの措置を中止することとなりますので、該当すると思われる方は速やかに被保険者証を添えて、に申し出てください。

【保険料の滞納状況】

年度保険料				年度保険料				年度保険料			
調定年度	期別	保険料額	うち滞納額	調定年度	期別	保険料額	うち滞納額	調定年度	期別	保険料額	うち滞納額
計				計				計			

※上表は 年 月 日現在の滞納額です。
行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

弁明の機会を付与する通知

この通知内容について異議がある場合には、弁明をすることができますので、以下の提出期限までに別紙弁明書を提出してください。

弁明書提出先

弁明書提出期限 年 月 日

様

浦安市長



介護保険給付の支払一時差止通知書

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

年 月 日にあなたは、保険給付の償還払いの申請をしましたが、あなたの介護保険料は次のとおり滞納となっています。介護保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障を来すため、介護保険法では滞納している方に対し、保険給付の支払の一時差止の措置が定められています。

したがって、以下の期日までに保険料が納付されない場合には、介護保険法第67条第1項又は第2項の規定に基づき、保険給付の支払の一時差止を行うことに決定いたしましたので通知します。

「保険給付の支払の一時差止」とは、保険給付の償還払いの申請があったとき、償還払いの対象となる金額の全部又は一部について支払の一時差止めを行うものです。

期 日 年 月 日

なお、今回給付の支払の一時差止めの対象となる介護サービス及び金額は、次のとおりです。

差止めの対象となるサービス	:
差止めの対象となる給付額	:

この通知により、保険給付の支払の一時差止が行われた場合でも、災害その他の特別の事情があると認められる場合にはこの措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は速やかに被保険者証を添えて、申し出てください。

【保険料の滞納状況】

年度保険料				年度保険料				年度保険料			
調定年度	期別	保険料額	うち滞納額	調定年度	期別	保険料額	うち滞納額	調定年度	期別	保険料額	うち滞納額
計				計				計			

※上表は 年 月 日現在の滞納額です。
行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

不服の申立て及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）

この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）提起することができます。

ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第9号様式中「浦安市介護保険給付支払一時差止終了通知書」を「介護保険給付の支払一時差止終了通知書」に改める。

別記第10号様式及び第11号様式を次のように改める。

別記第12号様式中「浦安市介護保険給付保険料額控除終了通知書」を「介護保険滞納保険料控除終了通知書」に改める。

別記第13号様式中「浦安市介護保険給付差止情報提供依頼書」を「介護保険給付の支払一時差止等情報提供依頼書」に改める。

別記第14号様式から第16号様式までを次のように改める。

様

浦安市長



介護保険給付の支払一時差止等予告通知書

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

年 月 日にあなたは、要介護（更新）認定・要支援（更新）申請をしましたが、あなたの医療保険料等は次のとおり滞納となっています。医療保険料等が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障を来すため、介護保険法では滞納の方に対し、給付の支払方法を変更する措置が定められています。

したがって、今後も医療保険料等の滞納の状態が続いた場合に、介護保険法第68条第1項の規定に基づき、「保険給付の支払方法変更（償還払い化）及び保険給付の支払の一時差止」の措置をとることになりますので予告します。

「保険給付の支払方法変更（償還払い化）」とは介護サービスを受けたとき、サービス提供事業者に一旦費用の全額を支払い、後日、領収証を添付して保険者負担分を保険者に対して請求する制度です。

「保険給付の支払の一時差止」とは、保険給付の償還払いの申請があったとき、医療保険料等の滞納の状況に応じて、償還払いの対象となる金額の全部又は一部について支払の一時差止めを行うものです。

【医療保険料等の滞納状況】

年度保険料				年度保険料				年度保険料			
調定年度	期別	医療保険料等額	うち未納医療保険料等額	調定年度	期別	医療保険料等額	うち未納医療保険料等額	調定年度	期別	医療保険料等額	うち未納医療保険料等額
計				計				計			

※上表は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

弁明の機会を付与する通知

この通知内容について異議がある場合には、弁明をすることができますので、以下の提出期限までに別紙弁明書を提出してください。

弁明書提出先

弁明書提出期限 年 月 日

様

浦安市長



介護保険給付の支払一時差止等処分通知書

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

年 月 日付け 第 号で、「介護保険給付の支払一時差止等予告通知書」を送付しましたが、いまだに次の医療保険料等が滞納となっておりますので、介護保険法第68条第1項の規定に基づき、年 月 日以降にあなたが利用する介護サービスについて、「保険給付の支払方法変更（償還払い化）及び保険給付の支払の一時差止」の措置をとることに決定しましたので、通知します。

なお、保険給付差止の記載を行いますので、以下の期日までに被保険者証を提出してください。

提出先

提出期限 年 月 日

なお、この通知により、保険給付の支払方法変更（償還払い化）及び保険給付の支払の一時差止が行われた場合でも、災害その他の特別の事情があると認められる場合にはこの措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は速やかに被保険者証を添えて、に申し出てください。

【医療保険料等の滞納状況】

年度保険料				年度保険料				年度保険料			
調定年度	期別	医療保険料等額	うち未納医療保険料等額	調定年度	期別	医療保険料等額	うち未納医療保険料等額	調定年度	期別	医療保険料等額	うち未納医療保険料等額
計				計				計			

※上表は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

不服の申立て及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）

この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）提起することができます。

ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第17号様式中「浦安市介護保険給付保険給付差止終了通知書」を「介護保険給付の支払一時差止等終了通知書」に改める。

別記第18号様式及び第19号様式を次のように改める。

別記第20号様式中「浦安市介護保険給付給付額減額等終了通知書」を「介護保険給付額減額終了通知書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。